

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年2月1日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、富山県立乳児院（以下「乳児院」という。）の運営費に係る積算設計書及び実施支出関係資料や委託契約資料など並びに同事業政策の実績や成果に関する資料（委託積算内訳ごとの各々詳細及び同支出の詳細と、実績は各年月ごとの乳児数や行事実績の詳細等を含む。）（平成13年度から平成18年度12月支出分まで）（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年3月19日、実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を特定したうえ、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月3日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年4月26日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定処分を取り消し、本件対象公文書中の年齢（年・月）、措置年月日及び適用（※不服申立書中に添付された開示文書の写しでは、「適要」とあるので、以下「適要」と表記する。）の欄の記載について開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

条例第7条第2号において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の

個人を識別することができるもの」が非開示情報と規定されているが、本件対象公文書中の年齢（年・月）、措置年月日及び適要欄の内容が開示された場合であっても、特定の個人を識別するとはいえない。

また、本件対象公文書中の年齢（年・月）、措置年月日及び適要欄は、乳児院の措置保護者を認定するうえで密接な関係情報であるので、公益性の観点から開示されるべき情報である。

よって、本件対象公文書中の年齢（年・月）、措置年月日及び適要欄の内容は開示されるべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する非開示理由の要旨は、概ね次のとおりである。

(1) 非開示情報のうち個人情報については、条例第7条第2号本文において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。

(2) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成すると解され、「その他の記述等」とは、当該情報等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合に該当するものと解される。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示となる趣旨である。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している情報又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

(3) これらのことから、乳児院の受託児童名簿にある年齢（年・月）、措置年月日及び摘要が、条例第7条第2号に該当することを理由に本件処分（部分開示決定）を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

異議申立ての対象となった乳児院の受託児童名簿については、法令等に特段の定めはないが、乳児院において児童の管理等のために作成されているものである。審査会において、受託児童名簿の写しの提出を受け、内容を確認したところ、名簿の主要部分は一覧表となっており、その記載項目は、番号、児童氏名、性別、生年月日、年齢（年及び月）、措置年月日、適要及び措置日数である。このうち適要には、一部の児童について退所月日又は一時保護月日が記載されている。

2 条例の解釈及び運用における個人情報の取扱いについて

条例第3条後段は、この条例全体の解釈及び運用に当たっての基本として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない」と規定し、公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしている。

3 条例第7条第2号該当性について

本件異議申立ては、本件公文書中、実施機関が条例第7条第2号にいう個人に関する情報であるとして非開示とした項目のうち、氏名及び生年月日を除く、①年齢（年及び月）、②措置年月日及び③適要について開示するよう求めているので、これらの情報が条例第7条第2号にいう個人情報に該当するか否かについて検討する。

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示情報であると規定する。

また、条例第7条第2号本文中の当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものであると解されている。

さらに、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。その場合は、個人識別性の判断に当たっては、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報の性質、集団の性格、規模等の要素も考慮に入れていく必要があると解されている。

本件対象公文書は、児童福祉法に基づく措置施設の受託児童名簿という特定の集団に属する個人のプライバシーに関するものであり、上記2で述べたように、児童福祉の観点から慎重な対応を要する情報として、その保護には最大限の配慮が求められることを念頭において判断すべきである。

(1) 年齢（年及び月）

本件対象公文書中の年齢（年及び月）は、生年月日そのものではないが近親者等であれば、その保有している情報と照合することにより、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

(2) 措置年月日

本件対象公文書中の措置年月日は、特定の受託児童がいつ乳児院に入所したかという行動の記録であり、（1）と同様、近親者等であれば、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

(3) 適要

一部の受託児童について適要に記載されている退所月日及び一時保護月日も、（2）と同様、近親者であれば、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

したがって、（1）から（3）までの情報は、条例第7条第2号本文に該当するものであると認められる。

なお、（1）から（3）までの情報は、条例第7条第2号のただし書アイウのいずれにも該当しないことは明らかである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「措置保護者を認定する上で密接な関係情報である。よって、公益性の観点から公開される情報といえる。」と主張するが、本件対象公文書は、児童福祉法に基づく措置施設の受託児童名簿であり、情報公開制度を通じて特定の保護者を認定するという行為には、何らの必要性も公益性も認められず、「公益性の観点から公開される情報である」という主張は、失当である。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 4月26日	諮問書を受理
平成20年12月26日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 1月30日	非開示理由説明書を受理
平成21年 2月 6日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 3月30日 (第65回審査会)	審議
平成21年 4月21日 (第66回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年 5月22日 (第67回審査会)	異議申立人から意見を聴取 審議
平成21年 7月 1日 (第68回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社監査役	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	